

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
森松工業株式会社	岐阜県本巣市見延 1 4 3 0 - 8	1 - 0 1 5 8 1 1

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 3 年 3 月 4 日～令和 3 年 9 月 3 日（6 か月間）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

森松工業（株）の使用人が、兵庫県赤穂市発注の配水池整備工事において、同市職員から便宜を受けた見返りに現金を手渡したとして、令和 3 年 1 月 2 3 日、贈賄の容疑で逮捕された。

5. 指名停止理由

森松工業（株）の使用人が、贈賄の容疑で逮捕されたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」（平成 2 9 年要領第 3 号）別表第 2 第 3 号イに該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のア又はイに掲げる者が茨城県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア (略) イ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
川田工業株式会社	富山県南砺市苗島 4 7 6 0	1 - 0 0 2 9 1 5

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 3 年 3 月 4 日 ~ 令和 3 年 4 月 3 日 (1 か月間)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

川田工業株式会社及び同社の使用人は, 平成 3 1 年 2 月 2 3 日に発生した仮索道用鉄塔が倒壊した工事事故について, 遅滞なく松本労働基準監督署長に報告すべきところ, 令和元年 9 月 1 1 日に至るまで報告を怠ったとして, 令和 2 年 1 1 月 2 5 日, 労働安全衛生法違反により裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

川田工業株式会社及び同社の使用人が, 労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」(平成 2 9 年要領第 3 号) 別表第 2 第 1 5 号アに該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか, 業務に関し, 次に掲げる不正又は不誠実な行為をし, 工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき ア 業務に関し, 法令に違反したとき。 イ・ウ (略)	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)